

社会福祉法人信濃の星 役員等退職金規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信濃の星（以下「法人」という。）の理事・監事・評議員（以下「役員等」という。）の退職金及び退職功労金について定めたものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程による退職金制度は、理事長に適用する

2 退職功労金制度は、理事長として勤務するものを除く役員等に適用する。

(退職金の不支給・減額)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者には退職金を支給しない。但し、事情により算出した退職金の支給額を減額して支給することが出来る。

- (1) 法令違反、重大なる過失または故意による行為で法人に著しい損害を与え退職したとき。
 - (2) 刑事事件に関し有罪の判決を受けたとき。
 - (3) 定款の規定に基づき、役員を解任されるとき。
 - (4) 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき解任に相当する事由が発見されたとき。
- 2 退職金支給後、前項に規定する事由が発見された場合は、支給した退職金の返還を求めることが出来る

(支給基準)

第4条 退職金額は、次の方法により算出された額を上限とする。

・理事長の基本報酬×役位の在任年数×表1に定める役位の係数

表1

役位	係数
理事長	3.0

2 理事長が次の事由により退職する場合は、前項で算出した金額を上限として支給することができる。

- (1) 死亡による退職
- (2) 傷病による退職
- (3) 任期満了による退任
- (4) 自己都合で辞任を申し出、理事会・評議員会で了承された退職

- 3 理事長が前項以外の理由で退職した場合は、その理由又は事情により退職金額を減額して支給する。

(在任期間の算出)

第5条 在任期間は役員等に就任した日から起算し、退職または退任の日までとする。

- 2 就任した月も在任月数の1か月とする。
- 3 勤務の途中で退任(辞任)し、再度就任した場合は、これを通算する。

(金額の端数計算)

第6条 退職金の最終計算において、千円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(退職功労金)

第7条 退職功労金の金額は、次の方法により算出された額を上限とする。

表2

在任期間	支給金額
2年以上～10年未満	100,000円
10年以上～20年未満	200,000円
20年以上	300,000円

2 次の各号のいずれかに該当する者については、退職功労金を支給しないことができる。

- (1) 法令違反、重大なる過失または故意による行為で法人に著しい損害を与え退職したとき。
- (2) 刑事事件に関し有罪の判決を受けたとき。
- (3) 定款に規定に基づき、役員を解任されたとき。
- (4) 退職後、又は支給日までの間に置いた在職中の行為につき解任に相当する事由が発見されたとき。
- (5) 在任中に理事会または評議員会への出席が一度もないとき。

(受給権者)

第8条 役員が死亡した場合の退職金または退職功労金は、死亡当時、本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。

(支払いの時期及び方法)

第9条 退職金および退職功労金は、退職日から30日以内にその金額を、本人指定の口座へ振込む。

- 2 法人に債務のある場合は、その債務を返済した後に支払う。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から実施し、その後退任した者から適用する。